

平成 23 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(大証 JASDAQ、コード番号：2724)
問 合 せ 先 経営企画室 室長 本多 隆
電 話 番 号 03-3289-6651

第三者割当による新株予約権の発行中止に係る内部調査報告に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 26 日（金）開催の当社取締役会にて発行を決議いたしました第三者割当による第 38 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）につき、割当予定先の 1 社である Sun Hung Kai Investment Services Limited（以下、「SHKIS 社」という。）から、本新株予約権の割当の引受けにつき SHKIS 社として承諾した事実はないとの書簡による通知（以下、「レター」という。）を受領したため調査・調整を行いました。本新株予約権の効力発生日までに解決の目処が立たなかったため、平成 22 年 12 月 8 日（水）開催の当社取締役会にて本新株予約権の発行を中止する旨の決議を行った事案（以下、「本件事案」という。）につきまして、以下のとおり外部有識者による調査委員会による調査報告を踏まえた内部調査報告書（以下、「本報告書」という。）を取り纏めましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件事案に係る当社対応に関する状況報告について

当社では、平成 22 年 12 月 6 日付「第三者割当による第 38 回新株予約権の割当予定先からの当該新株予約権の引受けに関する見解の書面の受領に関するお知らせ」、平成 22 年 12 月 8 日付「第三者割当による新株予約権の発行中止に関するお知らせ」、平成 22 年 12 月 9 日付「第三者割当による新株予約権の発行中止の発生事由の調査の経過に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本件事案が発生いたしました。

当社では、平成 22 年 12 月 6 日以降に SHKIS 社から送付されてきた、本件事案に対して SHKIS 社の会社責任は不存在である旨の主張が明記された 3 通のレターに対して、当社より SHKIS 社に対して、当社正当性の主張並びに SHKIS 社の責任の明確化、本件事案の発生原因に係る調査要請等について書簡をもって通達を行い、本件事案の解決に向けた対応を行ってまいりましたが、両社の見解は平行線を辿り、具体的な解決の糸口が見えない状況となっております。

そのような状況の中で、平成 22 年 12 月 21 日（火）付にて香港地域で活動する現地弁護士事務所の所属弁護士からメールと FAX にて SHKIS 社の代理人弁護士となった旨の通知を受領いたしました。

当社では、前述の通知を受け、本件事案の今後の対応と早期解決において法律専門家の助言と業務手続きが不可欠であるとの判断から、平成 22 年 12 月 24 日（金）に、中国・香港地域の法制度や商習慣に十分な知見を有する法律専門家である弁護士法人キャスト（東京都港区愛宕 2 丁目 5 番 1 号、代表弁護士 村尾龍雄 氏）（以下、「キャスト」という。）所属弁護士に相談し、その後速やかに本件事案に関して SHKIS 社に対して損害賠償請求等を行う業務（以下、「本件業務」という。）を委嘱いたしました。

当社代理人弁護士であるキャスト担当弁護士は、速やかに本件業務の遂行に必要な作業を進めており、現在、SHKIS 社の代理人弁護士の担当弁護士との間で、本件事案の解決に向けた交渉・協議を継続している状況でございます。

なお、本件事案の解決に向けた SHKIS 社との交渉・協議の状況詳細につきましては、マーケット・投資家の皆様にも別途ご報告差し上げる予定ではおりますが、当社代理人弁護士との協議の結果、現段階の交渉・協議の過程において情報を開示することは、本件事案の交渉・協議の方向性に影響を及ぼす可能性があるため、当社と SHKIS 社との間で一定の方向性が確定した段階で、適時開示にてマーケット・投資家の皆様に対してご報告させていただきたく考えております。

また同様の、当社及び SHKIS 社の代理人弁護士を通じて交渉・調整しております本件事案の解決に向けた申入れ提案の内容につきましては、現時点で双方の合意が得られたものではなく確定的な状況ではないため、現時点でのご報告は差し控えさせていただきます。

2. 本件事案に係る当社内部調査報告について

当社といたしましては、SHKIS 社より受領したレターの内容が正しいとの前提においては、当社発行の第三者割当による新株予約権の発行における割当予定先の 1 つである SHKIS 社の窓口担当者が SHKIS 社の正式な決裁手続きを経ずに行った独断専行での業務遂行が、本件事案の発生の主たる原因であると認識しております。

しかしながら、当社といたしましても、当社新株予約権の発行に係る業務プロセスにおける必要十分な整備と運用が行われていれば、本件事案の発生を未然に防止するための十分な対応が可能であったとの観点から内部調査を行った結果、当社新株予約権の発行に係る業務プロセスにおける当社内部の問題点の存在について、以下のとおり認識しております。

(1) 本件事案に係る当社における問題点について

当社といたしまして、本件事案の発生に係る当社における問題点について、当社代表取締役社長駒澤孝次、同代表取締役専務田頭純一、同取締役（社外）野瀬有孝、当社経営企画室長本多隆を中心に内部調査・検討を行った結果、現段階において以下のとおりと認識しております。

- ① ファイナンス業務において、迅速なファイナンスを追求するあまり、各種証憑の取得や情報の確認等の業務プロセスが必要十分かつ適時性をもって行われなかったこと。
- ② ファイナンス業務において、社内での十分な検討に必要となる、第三者割当における割当予定先の選定に係る明確な基準の設定が成されていなかったこと。
- ③ ファイナンス業務実務が、担当部門の 1 名の担当者に依存する状況となっており、社内における相互チェック体制が十分に機能していなかったこと。
- ④ 会社の重要事項について審議・検討する会議体に関する議事録等の証憑を残すことを明示した社内規程による定めが遵守されなかったこと。
- ⑤ 監査法人や公認会計士、弁護士、証券会社等の外部専門家への相談・確認を行うための連携が十分に行われなかったこと。

※ 上記①及び③に起因して、当社内部調査の結果、割当予定先である SHKIS 社の会社情報に係る事実関係の確認の不備並びに社内相互チェックの不足により、平成 22 年 11 月 26 日付の適時開示「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」の 16 ページ「6. 割当予定先の選定理由等（1）新株予約権の割当予定先」の SHKIS 社情報の一部において、誤った情報が記載されていることが確認されております。

つきましては、本日適時開示にてお知らせいたしました「(訂正) 第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」をご参照くださいますようお願いいたします。

(2) 本件事案に係る当社の問題点の改善措置について

前述の内部調査・検討により確認された本件事案の発生に係る問題点を踏まえて、当社といたしましては、以下のとおりの改善措置を速やかに実施するものといたします。

① ファイナンス業務における必要資料一覧の作成

ファイナンス業務において、ファイナンス業務における業務プロセス上の遺漏を排除するための整備を、平成 23 年 1 月末を期限として実施いたします。

特に、実務担当者の属人的な知識・経験に頼らざるを得ない事態を低減させるために、関係者がファイナンス業務の必要手続きを把握できるための業務フロー並びに事前準備及び発行決議当日までに必要となる情報・書類・証憑等に関する必要書類名、取得時期、提出者・準備者等を纏めた一覧を、平成 23 年 1 月末を期限として整備いたします。

② 第三者割当における割当予定先の選定基準の策定

ファイナンス業務において、第三者割当により実施する場合の割当予定先の選定において当社が確認及び留意すべき事項を明確化すると同時に、割当予定先の意図・投資ポリシー等を確実に把握するために、割当予定先の選定に係る確認・検討事項を明確にした選定基準の整備を、平成 23 年 2 月末を期限として実施いたします。

③ 社内相互チェック体制の整備

当社のファイナンス業務・適時開示等を含む IR 業務等の経営企画業務につきましては、経営企画室の 1 名の担当者に依存しておりましたので、代表取締役社長の直接管掌部門である経営企画室に、社内人員構成の状況から兼任とはなってしまいますが、少なくとも 1 名の人事異動を行い、経営陣を含めた当該部門における業務ナレッジの分散と複数名による相互チェックが行われる組織・業務体制へと、平成 23 年 2 月末を期限として移行させることといたします。

④ 社内指導・勉強会の実施

各会議体の議事録につきましては、当社社内規程に則して、今後作成が確実に行われるように、平成 23 年 1 月末を期限として速やかに全社に周知徹底してまいります。

また、社内規程の実効性を高めるべく、まずは当社役員・従業員に対する社内規程の周知徹底を目的とした説明会・勉強会を、同じく平成 23 年 1 月末を期限として第 1 回を開催し、以降は各規程の改廃がある毎に適宜開催してまいります。

⑤ 外部専門家との定例会の設置

当社常勤取締役及び役職員に対して、当社の今後の経営に反映させるべく、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、ファイナンス等に関して当社に対する客観的かつ具体的意見・提言等を行っていただくことを目的とした、当社会計監査人である監査法人や公認会計士、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家とのミーティングを、平成 23 年 2 月末を期限として第 1 回を開催（以降は定期・不定期での開催）することとし、上場企業として株主、投資家、証券市場等のステークホルダーに対する信頼と責任の重要性の認識や、適正なファイナンスの実現を強く志向する企業風土の醸成のための意識改革等について教育してまいります。

3. 本件事案に係る外部有識者による調査委員会の調査報告について

当社では、本件事案に関する当社における問題点の抽出と再発防止に向けた改善措置の実施に向け、当社と利害関係のない社外の専門家 3 名（弁護士 1 名、公認会計士 1 名、金融専門家 1 名）を調査委員として選任し、外部有識者による調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を発足いたしました。

なお、調査委員会は、本件事案に係る当社内部調査に対してアドバイス等のご支援を頂戴したアルバース証券株式会社（東京都渋谷区渋谷3丁目29番24号）に対する業務委託に基づき設置されたものであります。

調査委員会は、本件事案に係る当社内部調査による社内手続きにおける発生原因と問題点の抽出及び再発防止のための改善措置等について、専門的立場から評価と提言を行っていただくことを目的として発足したものであります。

なお、調査委員会のメンバーは次ページのとおりとなります。

また、調査委員会の調査報告書につきましては、別紙にて添付いたしました。

外部有識者による調査委員会メンバー（敬称略）

委員長		
北村 克己	弁護士	白石篤司法律事務所 所属
委員		
幾石 純	投資等専門家	いわかぜキャピタル株式会社 取締役 兼 CFO
青島 信吾	公認会計士・ 税理士	麻布トラスト会計事務所 代表 麻布トラスト税理士法人 代表社員

4. 結論

当社といたしましては、本件事案の発生により、当社株主、投資家並びに証券市場、上場取引所及び関係官庁等に対して、多大なる混乱を招きご迷惑をおかけしてしまいましたことを、深く反省しております。ここに改めまして、お詫び申し上げます。

当社では、前述のとおり、この度の本件事案の発生についての外的要因についての調査と対応を継続しながらも、当社内部における発生原因の究明と問題点の抽出を行った上で、調査委員会の提言を踏まえた今後の再発防止のための改善措置を講じることで、今後同様の事案の再発防止に対して厳格に対処するとともに、役員・従業員を含む全社的な社内管理体制の更なる充実を目指してまいります。

また、今後の当社における再発防止策の推進並びに社内管理体制の強化に際しまして、新たな問題点が確認された場合には、速やかに改善措置を講じるものといたします。

当社といたしましては、引き続き当社が証券市場の一員としての責任を果たし、当社がステークホルダーの皆様をはじめとする証券市場全体から信頼が得られるように、当社の財政基盤の安定と新たな収益事業の構築に向けた取り組みに対して、全社一丸となって邁進してまいります。

以上

調査報告書

平成 23 年 1 月 20 日

インスパイアー株式会社 御中

委員長 白石篤司法律事務所
弁護士 北村 克己

委員 いわかぜキャピタル株式会社
取締役 CFO 幾石 純

委員 麻布トラスト会計事務所
公認会計士・税理士 青島 信吾

貴社より、委嘱を受けた調査事項（以下、「本件調査」といいます。）につき、当委員会における当該調査の経緯および結果を以下のとおりご報告いたします。

第 1 第三者調査委員会設置までの経緯

1. 本件調査に至る経緯

貴社は、平成 22 年 11 月 26 日、取締役会において第三者割当による第 38 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行決議を行い、当該発行に係る有価証券届出書を提出し、当該発行に係る適時開示を実施しました。しかしながら、平成 22 年 12 月 6 日、本新株予約権の割当先の 1 つである Sun Hung Kai Investment Services Limited（以下、「SHKIS 社」といいます。）から正式に本新株予約権の引受を行ったことはない旨の書簡を受領したため、至急 SHKIS 社等に対し事実関係の確認を行ったものの、確認ができなかったため、平成 22 年 12 月 8 日、取締役会において本新株予約権の発行中止を決議しました。その後、貴社において、上記の平成 22 年 12 月 6 日付けの書簡につき SHKIS 社により送付されたものとの判断に至り、平成 22 年 12 月 30 日付けにて、貴社代理人弁護士から SHKIS 社代理人弁護士宛てに通知書を送付し、貴社が SHKIS 社に対し損害賠償請求権を有することを前提として解決に向けた提案を行っています。

しかしながら、結果的に貴社が証券市場に混乱を生ぜしめたことは否定できず、かかる混乱の原因として、SHKIS 社が本新株予約権の割当の引受を承諾したことの確認が不十分であったのではないかと疑念が生じています。そこでこの点について調査を行

うこととなりました。この調査は、上記の平成 22 年 12 月 30 日付け通知書に対する SHKIS 社の回答等、貴社と SHKIS 社との今後の交渉の進展を待つて行うことも考えられますが、貴社における確認の不十分性は、貴社と SHKIS 社との交渉と直接関連するものではなく、貴社において既に問題点を認識し、再発防止策を相当具体的かつ詳細に検討されているので、現時点で調査を行うことに支障はないと思料します。

2. 調査委員会の構成

本調査委員会は、M&A 及びファイナンス実務に精通した専門家 1 名、公認会計士・税理士 1 名、及び弁護士 1 名で構成されています。委員となった者は、いずれも過去に貴社の依頼による職務に従事したことがなく、利害関係のない独立の専門家として公正な意見を表明することができる立場にあります。

第 2 本件調査の概要

1. 調査の目的

本件調査の目的は、SHKIS 社が本新株予約権の割当の引受を承諾したことについての確認の不十分性について検討し、貴社の再発防止策を踏まえて所要の提言を行うことである。

2. 調査の方法

(1) 主たる基礎資料

本件調査は、主に以下の資料を基礎としている。

- ① 貴社の適時開示資料② 貴社の履歴事項全部証明書
- ③ 調査対象項目に関連する貴社取締役会議事録
- ④ 調査対象項目に関連する各種契約書
- ⑤ 貴社の SHKIS 社に対する書簡
- ⑥ SHKIS 社の貴社に対する書簡
- ⑦ 株式会社大阪証券取引所からの質問に対する貴社の回答書

- ⑧ 貴社ご担当者と SHKIS 社とのコレスポンドンス資料
- ⑨ 貴社ご担当者と Pacific 社とのコレスポンドンス資料
- ⑩ SHKIS 社及びグループ会社に関する調査報告書
- ⑪ 関係者に対するヒアリング調査の実施

(2) ヒアリングの実施状況

本件調査では、下記の日程で当時の各社関係者のうち当委員会の調査に協力の得られた下記の関係者からヒアリングを行った。

貴社取締役 野瀬有孝氏
貴社経営企画室長 本多隆氏

第3 問題の所在

1 事実関係

ア 本新株予約権の割当の引受承諾についての事実関係

- ・平成 22 年 6 月頃から 5 億円程度の規模の資金調達を検討してきた。
- ・平成 22 年 7 月中旬から、貴社代表取締役専務田頭純一氏の関係である中国人投資家を第三者割当の割当先候補として調整を行ったが、平成 22 年 9 月、上記中国人投資家による投資を断念した。
- ・平成 22 年 9 月 10 日、上記中国人投資家から Pacific Sense Holdings Limited（以下、代表者西浜大二郎氏。「Pacific 社」という。）の紹介を受けた。
- ・平成 22 年 9 月 22 日、Pacific 社から第三者割当の割当先候補として SHKIS 社の紹介を受けた。
- ・平成 22 年 9 月 30 日、貴社代表取締役駒澤孝次社長が SHKIS 社の Mr. Weber Tang に面談。その後、貴社の本新株予約権発行の方針について、SHKIS 社の了解が得られた。
- ・平成 22 年 9 月 30 日の面談の時点では、Mr. Weber Tang が SHKIS 社の代表者ではないとの認識であったが、㈱千年の社の大量保有報告書において、SHKIS 社の代表者として Mr. Weber Tang の氏名が記載されていたことから、Mr. Weber Tang を SHKIS 社の日本市場に対して重要なポジションにあると認識するに至った。
- ・上記の面談の際、Mr. Weber Tang は貴社に対し、SHKIS 社の日本市場における一切の権限を有している旨と述べた。
- ・Pacific 社の代表者西浜大二郎氏（以下、「西浜氏」という。）は貴社に対し、SHKIS 社が日本市場においてファイナンスを行う場合、全て窓口は Mr. Weber Tang になるとの情報を伝えた。
- ・SHKIS 社が貴社の経営に介入する意思がないことにつき、Mr. Weber Tang 名義の確約書を受領した。
- ・SHKIS 社より引受及び払込財産の確保に関する Mr. Weber Tang 名義の意向表明書を受領した。
- ・貴社は SHKIS 社の Chairman である Mr. LEE Seng Huang との面会を行わず、Mr. LEE Seng Huang 名義の書面を取得しなかった。
- ・貴社は SHKIS 社に対し、Mr. Weber Tang の SHKIS 社における地位・権限を確認しなかった。
- ・貴社は SHKIS 社の組織体系を確認しなかった。
- ・貴社は本新株予約権の発行日・発行総額の変更につき、SHKIS 社に対し書面での確

認を行わなかった。

- ・平成 22 年 10 月 6 日、 SHKIS 社を本新株予約権の割当先として選定した。
- ・平成 22 年 11 月 26 日、 貴社取締役会において本新株予約権の発行を決議した。
- ・平成 22 年 12 月 6 日、 SHKIS 社から 1 通目の書簡を国際宅配便にて受領した。同書簡によると、本新株予約権の割当の引受は SHKIS 社の正式な承認手続きを経ておらず、SHKIS 社として法的な責任を負うものではない旨を承諾したことはないとのことであった。もっとも、署名者の氏名等の記載がなく、当該書簡が正式に SHKIS 社から送付されたものであるとの確証を得ることはできなかった。そこで、貴社は直ちに事実関係を確認すべく、SHKIS 社、Pacific 社及び SHKIS 社の常任代理人鈴木康司弁護士に連絡したが、状況を確認することはできなかった。
- ・平成 22 年 12 月 7 日、SHKIS 社に対し、事実関係の確認を要請する書簡を送付した。
- ・平成 22 年 12 月 8 日、貴社取締役会において本新株予約権の発行中止を決議した。
- ・平成 22 年 12 月 8 日、SHKIS 社から 2 通目の書簡をファクシミリにて受領した。同書簡により 1 通目の書簡が SHKIS 社から正式に送付されたものであることが確認された。
- ・平成 22 年 12 月 9 日、SHKIS 社に対し、調査報告を提示するよう要請する書簡を送付した。
- ・平成 22 年 12 月 10 日、貴社従業員を香港に派遣し、SHKIS 社を訪問したが、担当者が全員不在との回答であった。
- ・平成 22 年 12 月 10 日、SHKIS 社から 3 通目の書簡をファクシミリにて受領した。
- ・SHKIS 社から Mr. Weber Tang を懲戒解雇したとの連絡があった。
- ・平成 22 年 12 月 13 日、SHKIS 社に対し、早急に調査報告を提示するとともに SHKIS 社の瑕疵の存在を認定することを要請する書簡を送付した。
- ・平成 22 年 12 月 21 日、SHKIS 社代理人弁護士からの書簡を受領した。
- ・平成 22 年 12 月 30 日、貴社代理人弁護士から SHKIS 社代理人に対し、通知書を送付し、貴社が SHKIS 社に対し損害賠償請求権を有することを前提として解決に向けた提案を行った。

イ 適時開示に関する問題

本新株予約権の発行に関する貴社の平成 22 年 11 月 26 日付けの開示文書において、平成 22 年 9 月 30 日現在の情報として、鈴木康司弁護士が SHKIS 社の常任代理人である旨記載されているが、実際に鈴木康司弁護士が常任代理人となることの打診を受けたのは平成 22 年 10 月 5 日であった。

2 評価・原因分析

(1) 本新株予約権の割当の引受承諾についての確認の不十分性

平成 22 年 12 月 8 日の午後 4 時 50 分に新株予約権の発行中止の適時開示を行った後の同年 12 月 9 日には、株価が前日終値の金 1515 円から金 1328 円へと急落しており、この一事をもって、本新株予約権の発行中止により将来した市場の混乱の程度が大きいことが窺える。

とはいえ、貴社代理人から SHKIS 社に対し送付された平成 22 年 12 月 30 日通知書において、貴社代理人弁護士は、貴社が本新株予約権の発行を中止せざるを得なかったことについての責任は全て SHKIS 社が負うべきとの見解を示している、本新株予約権の発行を中止せざるを得ない事態に至ったのは、一次的には Mr. Weber Tang を中心とする SHKIS 社内部の問題に帰因するものであり、貴社はこの SHKIS 社内部の問題について、確認に不十分な点があったという二次的・派生的な責任原因を発生せしめたものであることも事実である。

SHKIS 社は、㈱フリードの適時開示資料、ジェイ・ブリッジ㈱の第三者割当に関する適時開示資料、及び㈱千年の杜の大量保有報告書等から、日本市場におけるファイナンスの実績を有するところ、この大量保有報告書には、代表者として、Mr. Weber Tang の氏名が明記されており、貴社が Mr. Weber Tang について、SHKIS 社が本新株予約権の割当を引き受けることにつき、決定権限を有する（又は既に必要な機関決定を得ている）ものと認識したことには無理からぬ事情がある。

この点、SHKIS 社は、平成 22 年 11 月 26 日付けの貴社に対する書簡において、Mr. Weber Tang が過去にも現在にも SHKIS 社のサイン権限者ではなく、SHKIS 社を代表して契約書にサインする法的な権限を有しないと述べているが、これは、上記の大量保有報告書の記載と矛盾しており、SHKIS 社側に貴社の誤解を誘発する不適切な対応があったことを裏付けるものである。

また Mr. Weber Tang が貴社に対し、日本市場における一切の権限を有していると明言したこと、本新株予約権の発行のアレンジャーであり SHKIS 社を貴社に紹介した Pacific 社の西浜氏がこれに沿う情報を提供したこともまた貴社にとって、Mr. Weber Tang が本新株予約権の割当の引受についてどの程度の権限を有しているかを確認する機会を失う一因となったものである。

もっとも上記の大量保有報告書の記載以外に、Mr. Weber Tang が SHKIS 社による本新株予約権の割当の引受について決定権を有しているか否かについて書面による確認を取らなかったことは、問題であると言わざるを得ない。殊に、上記の大量保有報告書の提出日は平成 18 年 4 月 21 日であり、本新株予約権の発行決議の約 4 年 7 ヶ月も前のものである上、貴社が確認した㈱フリードの適時開示資料（平成 20 年 9 月 30 日付け）には、SHKIS 社の代表者として「チェアマン リー・センハン (Mr. LEE Seng Huang のことを合理的に思料される。）」との記載があるにも拘らず、正式書面における Chairman である Mr. LEE Seng Huang に対し、確認を行わなかったことは、不十分との評価を免れない。

また一般に Sales Director との肩書きを有する者の権限には、営業部長レベルから重役レベルまで相当の幅があることから、Sales Director との肩書きを有する者がどのような権限を有するかは慎重な検討を要する。この点、貴社は、中国語の肩書きに「董事」との記載が含まれており、「董事」は欧米の取締役に対応する地位にあると理解されていることから、Mr. Weber Tang が執行役員の地位にあると認識し、相当程度の裁量権を有すると判断したとのことであるが、欧米の取締役が重要な財産の処分について単独で決定する権限を有することは必ずしも一般的ではないことから、かかる判断も十分な合理的根拠に基づくものとは言い難い。

更に貴社が確認した株式会社フリードの適時開示資料（平成 20 年 9 月 30 日付け）には、SHKIS 社代表者としてリー・センハン（Mr. LEE Seng Huang のことを合理的に認められる。）との記載があり、この日付が上記の大量保有報告書の日付よりも 2 年以上も後のものであることからすれば、Mr. Weber Tang が SHKIS 社による本新株予約権の割当の引受について決定権限を有するとの判断にあたり、Mr. LEE Seng Huang に対する照会又は同人名義の書面の取得を行わなかったことは、問題と言わざるを得ない。

しかも貴社は、Mr. Weber Tang の SHKIS 社における権限について、Mr. Weber Tang がどの程度の権限を有するか否かは不明であるものの、Mr. Weber Tang が窓口になっていれば大丈夫との認識であったようであるが、この認識そのものが問題と言わざるを得ない。即ち、Mr. Weber Tang が決定権限を有しないのであれば、別途 SHKIS 社における機関決定が存在しなければならず、この機関決定の有無を確認しないまま数億円規模のファイナンスを実施するというのは拙速である。それゆえ、Mr. Weber Tang の SHKIS 社における権限を確認することは、その後の対応に決定的な差をもたらすものであるから、極めて重要である。従って、Mr. Weber Tang の SHKIS 社における権限について、曖昧な認識のまま本新株予約権の発行を進めたのは問題である。

尚、SHKIS 社及び同社グループの調査において、Pacific 社西浜氏の説明が実情と異なっていたり、SHKIS 社より提示された各種書面に記載の情報（純資産額等）に疑義が生じたりするなど、平成 22 年 10 月末の時点において Mr. Weber Tang 及び西浜氏から提供された情報が必ずしも正確なものではない可能性は認識することができたのであり、遅くともこの時点において、より慎重に SHKIS 社の意向を書面により確認すべきであったと言わざるを得ない。

以上から、本件では、貴社が Mr. Weber Tang との交渉により、SHKIS 社が本新株予約権の割当の引受を承諾したと信じたことについて、やむを得ないと思われる事情も存在するものの、それでもなお、貴社においてより慎重な対応を講じていれば、SHKIS 社が真に引受を承諾したか否かを確認することは必ずしも困難ではなかったことから、貴社が Mr. Weber Tang の言動を轻信したとの誹りを免れない。

(2) 適時開示に関する問題

鈴木康司弁護士が常任代理人となることの打診を受けたのは平成 22 年 10 月 5 日であったことから、平成 22 年 9 月 30 日現在、鈴木康司弁護士が SHKIS 社の常任代理人であるとの記載は誤りであったことになる。

平成 22 年 9 月 30 日の時点において、Mr. Weber Tang から鈴木康司弁護士が SHKIS 社の常任代理人であるとの説明を受けており、経営企画室長本多氏が平成 22 年 10 月 5 日に鈴木康司弁護士に確認した際にも、このような認識と齟齬を来す回答がなかったことから、貴社において、平成 22 年 9 月 30 日現在、鈴木康司弁護士が SHKIS 社の常任代理人であると認識したとのことであるが、鈴木康司弁護士は、貴社の顧問弁護士であることから、具体的に問い合わせ確認することが特段困難であったとはいえない。

もっとも、平成 22 年 9 月 30 日の時点では鈴木康司弁護士は SHKIS 社の常任代理人ではなかったが、5 日後の平成 22 年 10 月 5 日付けの委任状において、SHKIS 社の常任代理人に選任されており、かかる事実関係に鑑みれば、誤記載の程度は軽微であり、投資家の判断に影響を与えるものとは言い難い。

3 再発防止のための対応策

(1) 貴社における問題点の認識

本新株予約権の発行中止につき貴社が認識している問題点は以下のとおりである。

- ①ファイナンス業務の実務対応が、一名の担当者に集中する状況となっており、社内における相互チェック体制が十分に機能していなかったこと。
- ②ファイナンス業務において、必要十分かつ適時性のある各種証憑の取得や情報の確認等の事務手続きにおいてミスがあったこと。
- ③会社の重要事項について審議・検討する会議体に関する議事録等の証憑を残すことを明示した社内規程による定めが遵守されなかったこと。
- ④監査法人や公認会計士、弁護士、証券会社等の外部専門家への相談・確認を行うための連携が十分に行われなかったこと。

(2) 上記の認識を踏まえた対応策

①社内相互チェック体制の整備

当社のファイナンス業務等の経営企画業務については、経営企画室の一名の担当者に依存していたのを改め、経営企画室の管掌役員である代表取締役社長をはじめとする当社の複数名が相互チェックを行いながら関与する体制へ早急に移行する予定である。

②ファイナンス業務における必要資料一覧の作成

ファイナンス業務において、事前準備及び発行決議当日までに必要となる情報・書類・証憑等の洗い出しを行い、取得時期、提出者・準備者、必要書類名等を纏めた一覧を整備し、ファイナンス業務における手続き上の漏れをなくすための整備を早急を実施

する予定である。また、その上で、実務担当者の属人的な知識・経験に頼ることなく、関係者がファイナンス業務の必要手続きを把握できるための業務フローを早急に整備する予定である。

③社内指導・勉強会の実施

貴社の各会議体の議事録について、今後、貴社社内規程に則して作成されるように速やかに全社に周知徹底する予定である。

また社内規程の実効性を高めるべく、まず貴社役員・従業員に対する社内規程の周知徹底を目的とした説明会・勉強会を早急に開催し、以降は各規程の改廃がある毎に適宜開催する予定である。

④外部専門家との定例会の設置

貴社常勤取締役及びその他の役職員と、貴社会計監査人である監査法人をはじめ、公認会計士、弁護士、証券会社との間で定期・不定期にミーティングを開催し、貴社の今後の経営に反映させるべく、企業経営、内部統制、市場概況等に関して貴社役員し客観的かつ具体的提言等を行ってもらう場を設ける。

(3) 対応策についての評価

上記対応策は、いずれも再発防止のために有用であるが、実際の運用において、どこまで徹底できるかが今後の適正なファイナンスの鍵となると思料される。また上記対応策再発防止策のうち①乃至③については、貴社内部で速やかに調整し、決定できる事項であるが、④については、外部の協力を得る必要があるため、単なる努力目標に終わらないように早急な準備が必要と思料される。

第3 提言

貴社の現在の財務状況に鑑みると、資金需要が大きいことから、一般的にファイナンスの実施にあたり、迅速な資金調達を追及する余り、慎重な確認作業が疎かになりやすい状況にあるため、特に本新株予約権の発行の中止という事態を真摯に重く受け止めていただきたい。

また本件においては、書面による確認を徹底し、割当予定先が香港企業であることをも考慮の上、割当予定先の経営陣に直接コンタクトを試みていれば、本新株予約権の発行中止といった事態は回避できたものと思料される。そこで今後は、書面による確認を怠ることなく、アレンジャー及び割当予定先のいずれとも取引の実績がない場合は、より慎重な調査及び確認を行うものとし、アレンジャー又は割当予定先が海外を活動拠点とする場合には、活動拠点の存在する地域の特性を考慮した上で特に慎重な確認を行うよう心がけるなど、適正なファイナンスの実現を強く志向する企業風土を醸成するよう努められたい。

尚、再発防止のための上記対応策の実施状況については、今後1年間に亘り当委員会

が定期的に報告を受け、全く状況が改善されないような場合には勧告を行う用意があることを付言しておく。

以 上